

「三木町土地開発事業の調整に関する条例に基づく開発協議」について、よくあるご相談内容
※下記の回答はあくまで一例ですので、詳細は土木建設課担当までご相談をお願いいたします。

Q 1) 登記地目が原野の場合でも開発について協議を行う必要がありますか？

A 1) 登記地目が原野の場合であっても、協議を行う必要があります。

Q 2) 太陽光発電施設を設置する際に、「開発区域が 0.1ha を超えるのですが、開発について協議は必要ですか？」

A 2) 0.1ha を超える太陽光発電施設の設置については、原則として開発の協議が必要となります。但し、適正な事務手続等（開発許可等）を経て、地目が雑種地や宅地となっている土地について、造成行為等を伴わずに、太陽光発電施設を設置する場合には協議は不要です。

Q 3) 建設残土を使用した農地造成を行う場合でも町と開発について協議をする必要がありますか？

A 3) 建設残土を使用した農地造成についても協議を行う必要があります。

Q 4) 資材置き場等の露天施設を目的とした農地転用を申請する場合、どのタイミングで開発協議を申請すればよいでしょうか？

A 4) 農地転用の申請と同じタイミングで協議の申請を行いうようにお願いしています。

Q 5) 協議を申請してから協議書の締結まで、目安としてどの程度の期間がかかりますか？

A 5) 補正等が発生していない場合、通常であれば 1 ~ 2 カ月程度が目安となります。